

## 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校、同法第124条に定める専修学校及び第134条に定める各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園について、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）及び学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）による。

### 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による学校のうち、大学及び国立の学校を除く公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第124条による専修学校
- (4) 同法第134条第1項による各種学校
- (5) 同法第18条による不就学学齢児童及び生徒

※ 国立校については、県の調査対象外であるが、本報告書には協力を得て加えてある。

### 4 調査期日

令和5年5月1日

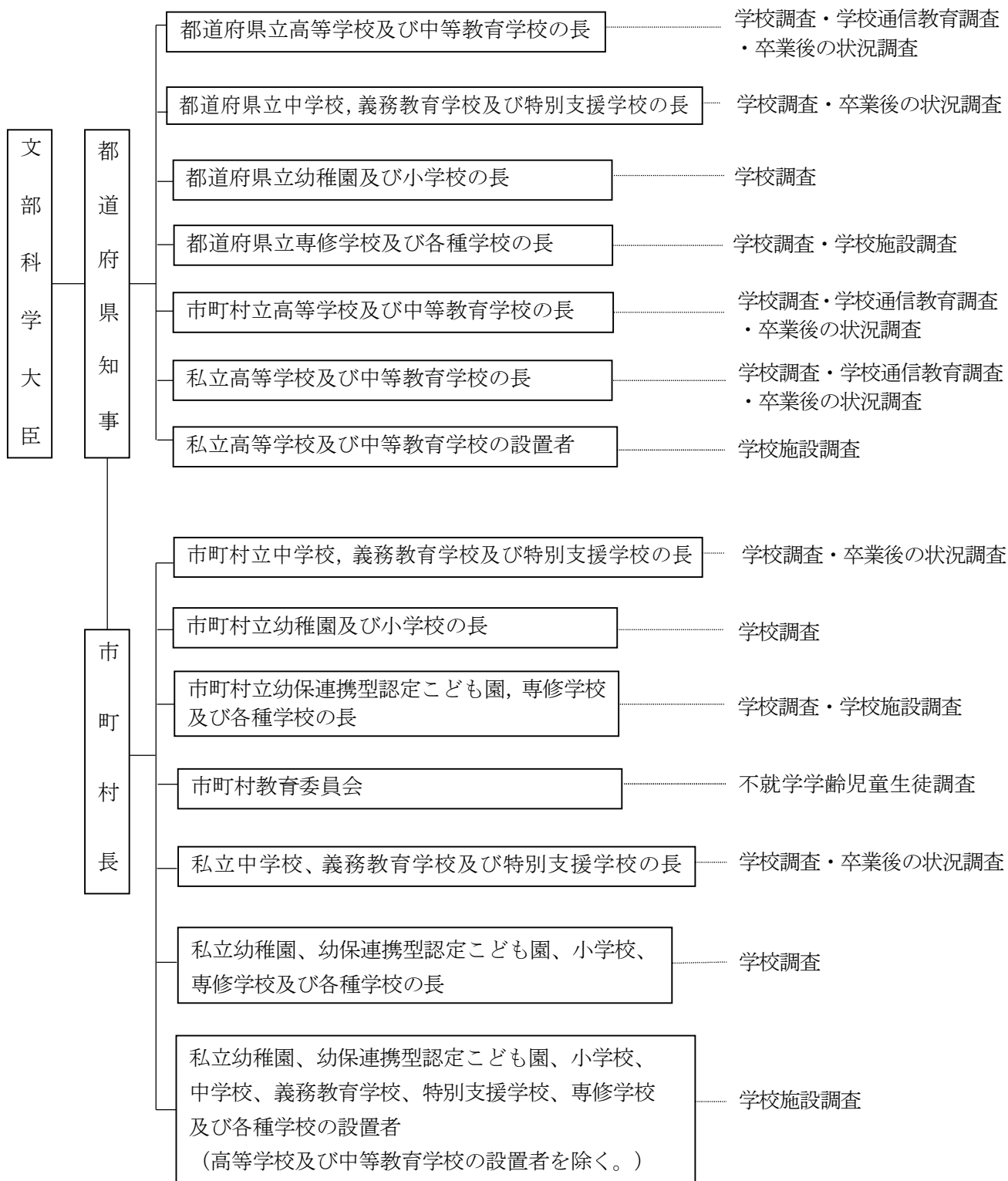
### 5 調査の種類等

調 査 の 種 類	調 査 事 項	申 告 者
学 校 調 査	名称及び所在地、学部・学科・課程又は学級数、教職員数、幼児・児童・生徒の在籍状況等	学 校 の 長
学 校 通 信 教 育 調 査	名称及び所在地、教職員数、生徒の在籍状況等	通信制課程を置く高等学校の長
不 就 学 学 齢 児 童 生 徒 調 査	教育委員会の名称及び所在地、就学の免除及び猶予の状況、居所不明者数、死亡者数	市町村教育委員会
学 校 施 設 調 査	名称及び所在地、土地又は建物の面積	私立学校の設置者、公立の専修学校・各種学校・幼保連携型認定こども園の長
卒 業 後 の 状 況 調 査	卒業者の進学、就職等の状況	学 校 の 長

### 6 調査方法等

- (1) この調査は全数調査の方法によって行った。
- (2) 申告者から提出された調査票及び電子調査票収集システムにより申告された調査票は、審査の上、文部科学大臣に提出した。

7 調査系統



8 利用上の注意点

- (1) 本書の数値は千葉県分を本県が独自に集計したものであり、文部科学省が公表する数値をもって確定値とする。
- (2) 比率算出については、小数第2位を四捨五入した。そのため構成比では合計が100とならない場合がある。
- (3) 統計表の中の記号は次のように使う。
  - 「…」 計数の出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
  - 「—」 計数がない場合
  - 「0.0」 計数が単位未満の場合
  - 「△」 減少を示す
- (4) 用語の意味は次のとおりである。
  - ・教員数（本務者） …… 常勤で勤務する専任の教員
  - ・幼保連携型認定こども園 … 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園的機能と保育園的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設
  - ・単式学級・複式学級・特別支援学級
    - 単式学級 …………… 同学年の児童生徒のみで編成されている学級
    - 複式学級 …………… 2学年以上の児童生徒で編成されている学級
    - 特別支援学級 ……… 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級
  - ・中学校の夜間等において授業を行う学校… 主として義務教育未修了者等の就学機会の確保のため、夜間その他特別な時間において授業を行う学校
  - ・義務教育学校 …………… 小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校
  - ・専修学校と各種学校 … 両方とも学校教育法に基づく教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするものであるが、以下の点で主な違いがある。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業期間	1年以上であること。	1年以上とする。 ただし、簡易に修得できる技術、技芸の課程については3カ月以上1年未満とすることができる。
授業時数	1年間にわたり学科ごとに800時間以上とする。ただし、夜間等学科にあつては修業年限に応じて授業時数を減じられるが、1年間の授業時数は450時間以上とする。	1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上、1年未満では修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上であること。	

- ・専修学校の課程
  - 高等課程 … 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して行う課程
  - 専門課程 … 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して行う課程
  - 一般課程 … 高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行う課程

・高等学校(又は大学)等進学率

$$\text{高等学校(又は大学)等進学率} = \frac{\text{高等学校(又は大学)等進学者数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

高等学校等進学者：高等学校(本科)の全日制・定時制・通信制、高等学校(別科)、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科・別科へ進学した者(進学しかつ就職した者を含む)

大学等進学者：大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)、特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者(進学しかつ就職した者を含む)

・就職率

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

就職者総数：就職者に高等学校(又は大学)等進学者、専修学校進学者、専修学校(一般課程)等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を加えた人数

就職者：「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上、かつフルタイム勤務相当の者」の合計の人数

専修学校(一般課程)等入学者：専修学校(一般課程)(高等学校卒業生では高等課程も含む)及び各種学校に入学した者

(5) その他

- ・学校教育法の改正により、平成19年4月1日から、盲学校・聾学校・養護学校が一本化され特別支援学校となった。平成18年度以前の数値については盲・聾・養護学校の合計数を掲載した。